

新埼玉県立図書館基本構想

はじめに

01. 埼玉県立図書館の概要

02. 県立図書館を取り巻く環境の変化

03. 新たな県立図書館の方向性と目指す図書館像

- 埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、大正11(1922)年に「埼玉県教育会立埼玉図書館」が開設されたことに始まり、令和4(2022)年10月に100周年を迎えました。
- こうした中、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化やグローバル化の進展、人口減少時代の到来など、大きく変化してきています。特に、情報通信技術（ICT*）の高度化は、時や場所を選ばないサービス提供を可能とし、これからの図書館サービスを展開していくに当たり、その活用は必要不可欠なものと考えられます。
- また、多様化・複雑化する社会課題の解決を目指し、他者と協働したり、学んだ成果を新たな価値に転換したりする県民の取組が更に盛んになることも予測されます。
- 県教育委員会では、県民が主体的に自分や地域の将来を考え、持続可能な社会の実現に参画するために、県立図書館がどのような役割を果たすべきなのか検討してまいりました。
- 本構想は、令和3(2021)年度の「新しいタイプの図書館検討有識者会議」における、これからの図書館に求められるミッションに関する議論をベースとし、県政世論調査、県民ワークショップでいただいた御意見も参考にしながら、「新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議」での議論を経て、新たな県立図書館が目指す姿、その姿を実現するために必要となる具体的な機能を示すものとして取りまとめたものです。

01. 県立図書館の概要

1.1. 県立図書館の沿革

1.2. 県立図書館の現状

1.3. 図書館の位置付けと県立図書館の役割

1.1. 県立図書館の沿革（1）

- 大正11(1922)年の開設から、令和4(2022)年に100年を経過。
- 戦後、市町村立図書館が十分に整備されていない間は、趣味や実用書、小説などの生活に身近な図書の貸出を行うとともに、移動図書館車により、図書館がない地域におけるサービスも展開するなど、地域住民への直接サービスを実施。
- 昭和40年代には、急激な県人口の増加と都市化、情報化に対応し、昭和45(1970)年以降、従来の浦和図書館に加え、熊谷・川越・久喜図書館を設置（県内東西南北4館体制）。
- その後、市町村立図書館が整備されるに伴い、県立図書館の役割を専門的な図書等の収集・提供を行うことに重点化するとともに、情報需要の増大等に対応するため、レファレンス*（調査・相談）などのサービスにも注力。
- 市町村立図書館の整備が更に進んだことや施設の老朽化などにより、平成8(1996)年に「埼玉県立中央図書館（仮称）基本構想」を策定し、従来の4館体制を見直し、平成15(2003)年に川越図書館を、平成27(2015)年に浦和図書館を廃止。



1960
Urawa ~2015

1970
Kumagaya

1975
Kawagoe ~2003

1980
Kuki

1.1. 県立図書館の沿革（2）

年	内 容
大正11(1922)年10月	北足立郡工区員出張所跡地に「埼玉県教育会立埼玉図書館」開設
昭和25(1950)年9月	移動図書館開設（巡回車を「むさしの号」と命名）
昭和26(1951)年3月	県立図書館設置条例制定、「埼玉県立図書館」と名称変更
昭和35(1960)年3月	新館整備（のちに浦和図書館と改称）
昭和45(1970)年4月	熊谷図書館設置
昭和50(1975)年10月	川越図書館設置
昭和55(1980)年6月	久喜図書館設置
平成8(1996)年1月	「埼玉県立中央図書館（仮称）基本構想」策定 （コンセプトとして「彩の国・情報創造館 - 知の発見・交流・創造-」を掲げる）
平成15(2003)年3月	川越図書館廃止
平成21(2009)年2月	「県立図書館のライフチャンスライブラリー*化に向けて（提言）」 （ハイブリッド化*や、分散している図書等の集約とワンストップ化*等の必要性が示される）
平成27(2015)年3月	浦和図書館廃止
平成27(2015)年6月	熊谷図書館浦和分室開室
平成28(2016)年3月	熊谷図書館リニューアル開館（埼玉資料室・ビジネス支援*室・外部書庫の整備）
令和3(2021)年3月	「新県立図書館在り方検討委員会 報告」 取りまとめ （目指すべき県立図書館の在り方として、「情報」と「人」が交流し、価値を創造する図書館＝「価値創造型図書館*」を示す）
令和4(2022)年3月	「新しいタイプの図書館検討有識者会議 議論のまとめ」 （これからの時代の県立図書館のミッションとして「県民とともに社会をつくる」が提唱される）

1.2. 県立図書館の現状（1）

■ 施設概要

	熊谷図書館	久喜図書館
所在地	熊谷市箱田5-6-1 (JR及び秩父鉄道 熊谷駅から徒歩20分)	久喜市下早見85-5 (JR及び東武伊勢崎線 久喜駅から徒歩20分)
開館年月	昭和45(1970)年4月	昭和55(1980)年6月
所蔵冊数	約99万冊(うち外部書庫55万冊)	約60万冊
職員数 ^(注)	60人(うち司書47人)	36人(うち司書29人)



注: 臨時的任用職員を含む

■ 所蔵資料（主なもの）

令和4年度末現在

区分		熊谷図書館	久喜図書館	2館合計
図書(冊)		988,965	603,950	1,592,915
新聞・雑誌等 (タイトル・リール)	新聞	116	38	154
	雑誌	2,052	705	2,757
	マイクロフィルム*	11,139	3,466	14,605
電子媒体(点)		785	549	1,334
視聴覚資料(点)		45,737	11,243	56,980
障害者サービス用資料*(タイトル)		—	6,723	6,723

1.2. 県立図書館の現状（2）

全国的に見た県立図書館及び埼玉県の特徴

- 県立図書館の専任司書数は全国で第2位
- 県立図書館の蔵書冊数は約159万冊（全国第3位）
- 市町村の図書館設置率は9割超（全国第11位）、県内図書館の蔵書総数は約2,500万冊（全国第3位）

	埼玉県（人口739万人／第5位）	千葉県（人口632万人／第6位）	神奈川県（人口921万人／第2位）	愛知県（人口757万人／第4位）
施設	■ 2館 10,303㎡（第23位） 【熊谷：3,580㎡・久喜：4,059㎡ 外部書庫：2,664㎡】	■ 3館 13,024㎡（第14位） 【中央：6,171㎡・西部：3,262㎡ ・東部：3,591㎡】注)1館とする計画あり	■ 2館 14,621㎡（第11位） 【県立：12,130㎡・川崎：2,491㎡】 注)2022年9月新「本館」を反映していない	■ 1館 19,604㎡（第5位）
職員 (注1)	■ 専任職員 71人（第2位） ■ うち専任司書 55人（第2位）	■ 専任職員 63人（第5位） ■ うち専任司書 37人（第5位）	■ 専任職員 67人（第4位） ■ うち専任司書 50人（第4位）	■ 専任職員 39人（第9位） ■ うち専任司書 33人（第6位）
蔵書 (注2)	■ 159万冊（第3位）	■ 143万冊（第6位）	■ 120万冊（第13位）	■ 118万冊（第14位）
資料費	■ 65,101千円（第11位） ■ 人口1人当たり資料費 8.8円（第43位）	■ 64,615千円（第12位） ■ 人口1人当たり資料費 10.2円（第41位）	■ 72,919千円（第7位） ■ 人口1人当たり資料費 7.9円（第44位）	■ 33,249千円（第38位） ■ 人口1人当たり資料費 4.4円（第46位）
利用状況	■ 入館者数 158,079人 ■ 貸出数 175,621点（第31位）	■ 入館者数 152,795人 ■ 貸出数 115,671点（第39位）	■ 入館者数 126,885人 ■ 貸出数 109,970点（第41位）	■ 入館者数 341,146人 ■ 貸出数 345,107冊（第16位）
県内状況	■ 図書館設置率 93.7%（第11位） ■ 図書館数 178館（第2位）注)埼玉の公立図書館 ■ 蔵書総冊数 2,494万冊（第3位）	■ 図書館設置率 74.1%（第32位） ■ 図書館数 144館（第5位） ■ 蔵書総冊数 2,035万冊（第5位）	■ 図書館設置率 87.9%（第20位） ■ 図書館数 85館（第12位） ■ 蔵書総冊数 1,801万冊（第7位）	■ 図書館設置率 88.9%（第16位） ■ 図書館数 97館（第9位） ■ 蔵書総冊数 2,286万冊（第4位）

注1: 臨時的任用職員を含めず 注2: 「蔵書」は所蔵する図書（雑誌、視聴覚資料、録音図書、電子的資料は含まない）

<出典> 順位は『日本の図書館2021』を加工して作成。都道府県単位。各館面積・入館者数は各館令和3年度要覧より 図書館数は「埼玉の公立図書館(埼玉県図書館協会)」及び「社会教育調査(文部科学省)」

1.2. 県立図書館の現状（3）

サービスの概要

- 専門性の高い図書等の収集とこれを駆使したレファレンスや課題解決支援サービスを展開
- 図書等の搬送や人材育成などを通じた県内図書館等の支援も実施
- デジタルライブラリー*の公開、情報の探しかた講座など、資料・情報の活用を促進

専門的な図書等を駆使したレファレンス（調査・相談）

- レファレンスは質・量ともに全国トップレベル
- 市町村立図書館等では解決の難しいレファレンスをサポート

《参考》

- ・ 国立国会図書館「レファレンス協同データベース*」へ県立図書館が提供したレファレンス事例に対するアクセス件数は14年連続日本一
- ・ 市町村立図書館等からの調査依頼に応じることを目的とした「埼玉県立図書館・図書館協力学習レファレンス掲示板」を運用

専門図書館的な機能による課題解決支援

- ビジネス支援サービス（経営・起業・就労等）
- 健康・医療情報サービス（がん、認知症等）
- 障害者サービス（障害があっても利用しやすい資料の製作・提供）
- 海外資料サービス（外国語資料の提供等の多文化サービス）
- 子供読書支援センター（ボランティア養成や学校図書館支援）

市町村立図書館等への支援

- 令和4年度は他の図書館等に対して約86万点の資料を搬送
- 県内市町村立図書館等職員の人材育成、図書館等運営相談に対応

《参考》

- ・ 横断検索システム*（県内公立図書館(室)60・大学2・その他機関7）の構築・維持管理
- ・ 各市町村おおむね週1回の頻度で巡回
- ・ 市町村立図書館等職員向け研修を実施

1.3. 図書館の位置付けと県立図書館の役割

- 公立図書館は図書館法第2条に位置付けられる。そのうち都道府県立図書館には、県民に対する直接サービスの実施に加え、市町村立図書館の運営支援や連絡調整等の実施により、県内全域の図書館サービスの向上に資する役割を担うことが求められる。（例、市町村立図書館では収集が困難な図書等の保存、図書等の搬送ネットワークの構築など）

図書館の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> • 教育基本法第12条で、国や地方公共団体は図書館その他の社会教育施設の整備によって、社会教育の振興に努めなければならないとされている。 • 社会教育法第9条で、社会教育のための機関とされている。 • また、図書館法第2条において「図書館」とは、図書や記録、その他必要な資料を収集・整理・保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされている。
----------	---

	国立国会図書館	埼玉県立図書館	埼玉県内市町村立図書館
根 拠	国立国会図書館法	図書館法	
役 割	<ul style="list-style-type: none"> • 国会活動の補佐 • 行政、司法、国民への図書館奉仕提供 	図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号） 【設置の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 県民に対するサービス • 市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等 【運営の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、県域の実情に即した運営 • 市町村立図書館に対する運営支援 • 県内図書館間の連絡調整等 	【設置の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 住民に対するサービス（生活圏を考慮） • 当該市町村の全域サービス網の整備 【運営の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、各市町村の実情に即した運営

02. 県立図書館を取り巻く環境の変化

- 2.1. 人口減少と人口構造の変化
- 2.2. デジタル化の進展と行動変化
- 2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり
- 2.4. 価値創造の重要性の高まり
- 2.5. 著作権法の動向
- 2.6. 市町村立図書館の整備の進展
- 2.7. 県民ニーズ

2.1. 人口減少と人口構造の変化

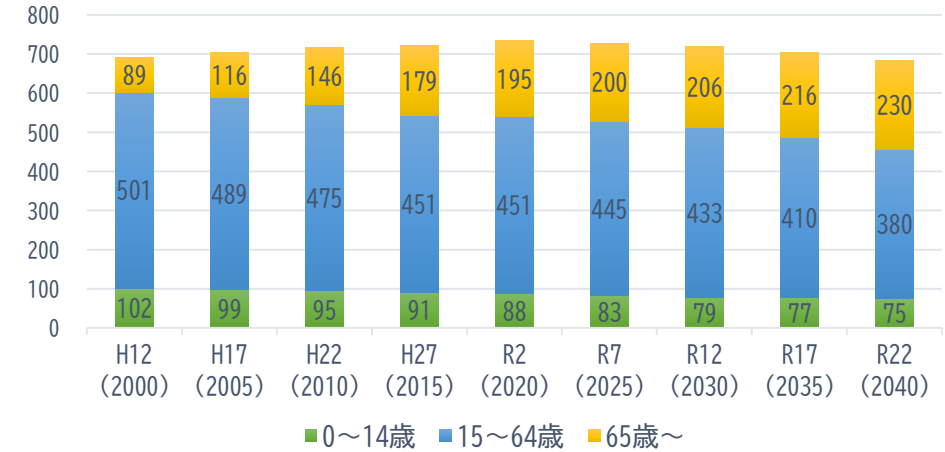
将来人口の見通し

- **推計人口**：本県の人口は令和3(2021)年の734.3万人(埼玉県推計人口)まで増加を続けてきたが、令和4(2022)年には733.1万人と減少に転じ、令和22(2040)年には約685万人に減少すると予想されている

人口構造の様々な変化

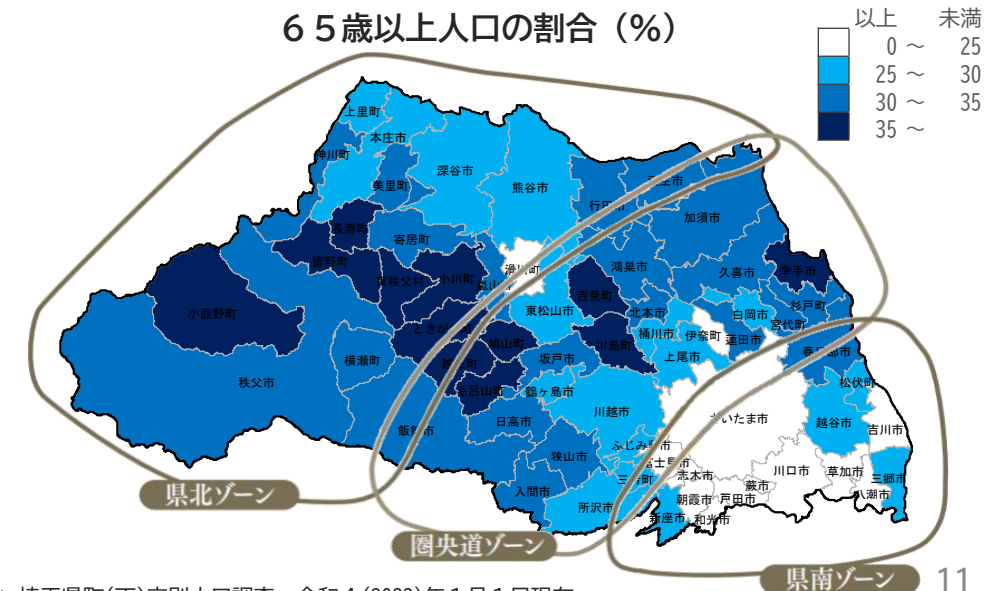
- **人口構成**：生産年齢人口(15～64歳)割合は、平成12(2000)年をピークに減少傾向。同推計によれば、令和22(2040)年には県民の3人に1人が高齢者となる見込み
- **人口分布**：県を3つに分けたとき、都心に近い県南ゾーンでは20代から30代の転入が超過し、人口が集中。圏央道ゾーンでは20代が転出者超過。県北ゾーンでは15歳から34歳までの若い世代の転出が超過しており、人口減少や高齢化が進んでいる
- **在留外国人数**：埼玉県内の在留外国人は令和4(2022)年6月末現在で約20万6,000人と過去最高

埼玉県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



<出典> 国立社会保障・人口問題研究所 平成30(2018)年推計を基とした県独自推計

65歳以上人口の割合(%)



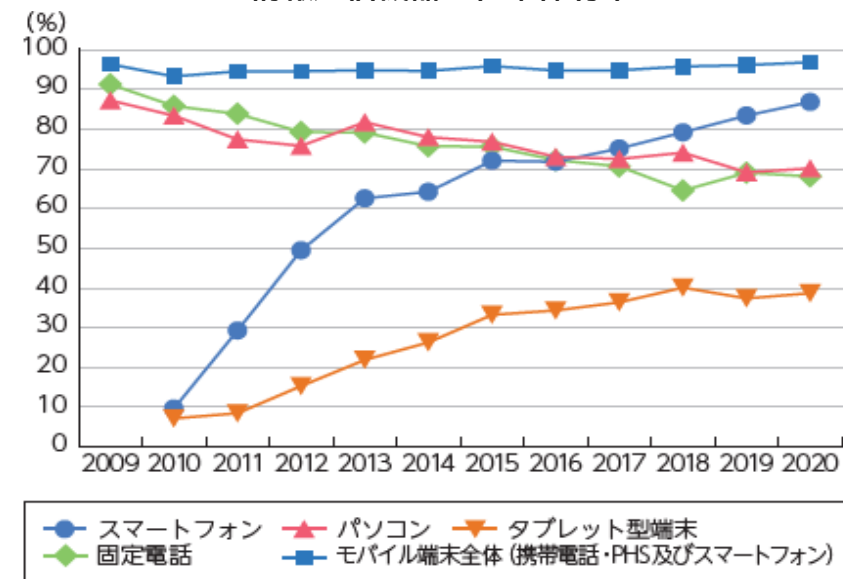
<出典> 埼玉県町(丁)字別人口調査 令和4(2022)年1月1日現在

2.2. デジタル化の進展と行動変化（1）

社会のデジタル化の進展

- 社会生活の様々な分野において、デジタル技術を活用したコミュニケーションやサービス提供が行われることが浸透
- 日本のモバイルブロードバンド*普及率は世界第1位、モバイル端末の世帯保有率も高く、デジタル機器は便利な道具から人々の生活基盤へと変化
- 一方、世界デジタル競争力ランキングは第29位（令和4（2022）年）、世界電子政府ランキングは第14位（同年）。デジタル技術の社会実装に課題

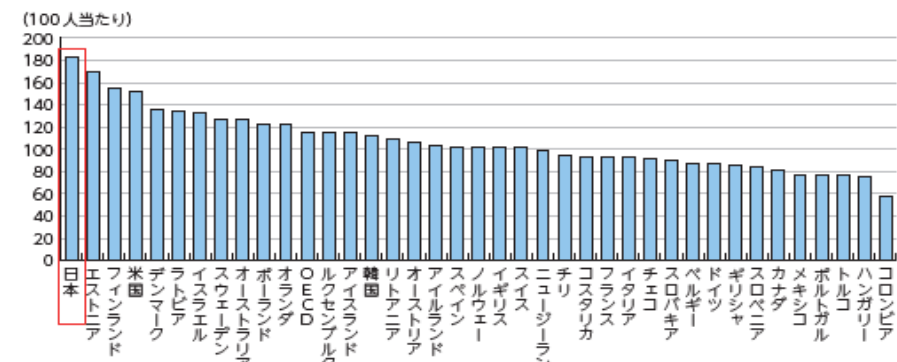
情報通信機器の世帯保有率



デジタル時代における情報取得・行動の変化

- デジタル化・オンライン化により、情報の流通が飛躍的に拡大するとともに、情報の複製・加工・発信等も容易となり、人々が自ら情報を発信することも一般化
- 仕事・教育・買物などのコミュニケーションやサービス提供の方法が多様化
- 人々が誤った情報や断片的な情報に触れる機会も増大

モバイルブロードバンド普及率



2.2. デジタル化の進展と行動変化（2）

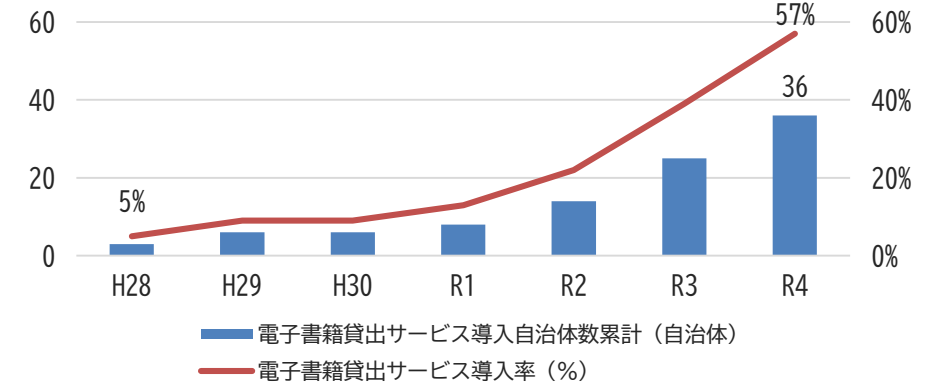
《参考》市町村立図書館における電子書籍*の導入加速

- 県内市町村立図書館の電子書籍貸出サービス導入について、平成28年度の3自治体(5%)から、コロナ禍を契機に導入が加速し、令和5(2023)年1月現在で、36自治体(57%)まで拡大

《参考》国立国会図書館における資料デジタル化の推進

- 平成12年(2000)から所蔵資料のデジタル化を開始し、このうち、絶版等入手困難なものの送信サービスを平成26(2014)年から公立図書館等向けに、令和4(2022)年からは個人向けに実施
- 令和5(2023)年3月現在、デジタル化した資料343万点(所蔵資料全体の約7%)のうち58万点をインターネット公開、184万点を公立図書館等及び個人向けの送信サービス、101万点を館内の端末で提供
- 現在、「国立国会図書館ビジョン2021-2025」に基づき、全国の図書館や出版者・著者等の権利者と連携し、デジタルで全ての国内出版物が読める未来の実現を推進

電子書籍導入自治体数の推移 県教育局調べ



国立国会図書館における資料のデジタル化の現状 (令和5(2023)年3月時点)

資料種別	デジタル化資料提供数(概数)			合計
	インターネット公開資料	図書館・個人送信資料(注)	国立国会図書館館内提供資料	
合計	58万点	184万点	101万点	343万点
図書	36万点	85万点	37万点	158万点
雑誌	2万点	82万点	52万点	136万点
古典籍	8万点	2万点	-	9万点
博士論文	1万点	14万点	2万点	17万点
官報	2万点	-	-	2万点
憲政資料	1万点	-	0.2万点	1万点
録音・映像関係資料	-	-	1万点	1万点
地図	-	-	0.1万点	0.1万点
その他	8万点	2万点	9万点	18万点

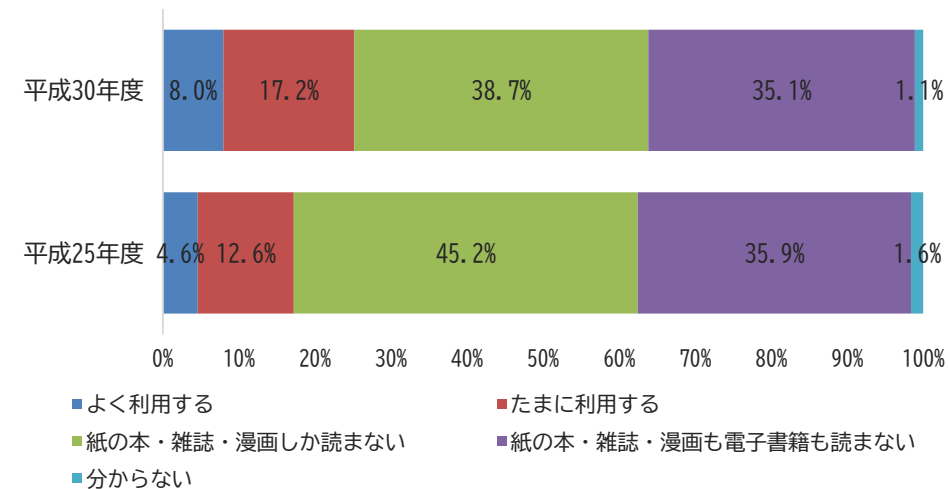
注) 図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)に参加している公共・大学図書館等の参加館及び国立国会図書館の館内での閲覧、また日本国内に居住する国立国会図書館の個人の登録利用者の閲覧が可能な資料。
(データは国立国会図書館提供)

2.2. デジタル化の進展と行動変化（3）

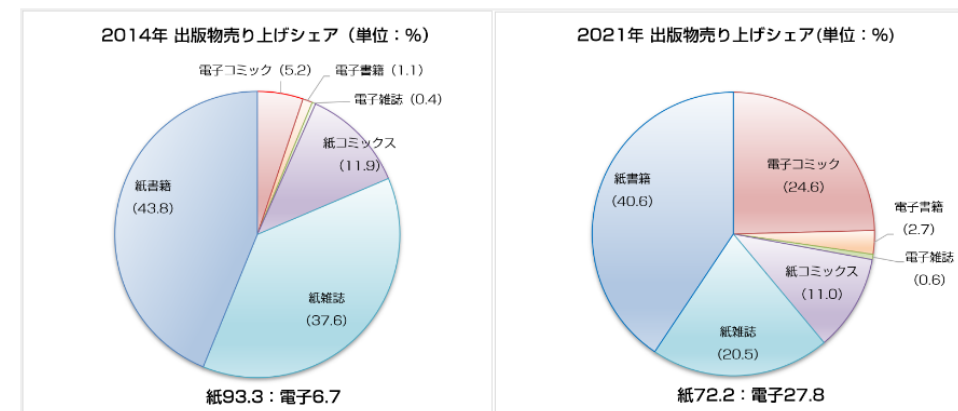
《参考》 媒体を問わない読書

- スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスにより電子書籍を利用する割合は増加
- 一方で、紙の本・雑誌・漫画しか読まない割合は減少

電子書籍の利用状況



<出典> 国語に関する世論調査(文化庁) H30、H25



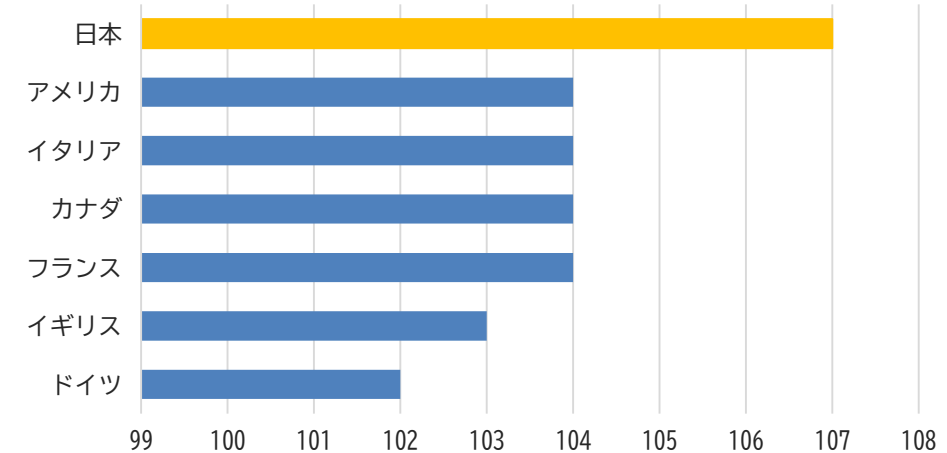
<出典> (公社) 出版科学研究所「日本の出版販売額」
<https://shuppankagaku.com/statistics/japan/>

2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり（1）

人生100年時代の到来

- 国の「人生100年時代構想会議」では、海外の研究で、平成19(2007)年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されていることを紹介
- 100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が必要
- 全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会が求められる

2007年生まれの子供の50%が到達すると期待される年齢

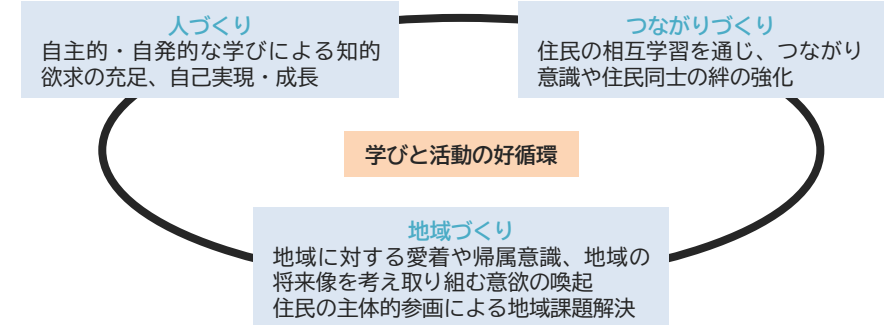


<出典>首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/jinsei100.html>) より加工して作成

地域への主体的な関わり

- 行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という二分論の役割分担ではなく、住民自らが担い手として主体的に関わることができる環境整備が重要
- 地域の課題やその解決方法を様々な世代の住民と共に実践的に学ぶことが、地域づくりにつながる

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割






<出典>中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30(2018)年12月）

2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり（2）


SDGs*の推進

- 誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和12(2030)年までに実現するための国際目標として、国連サミットで採択
- 17の目標のうち「質の高い教育をみんなに」や、「平和と公正をすべての人に」のターゲットである「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」は、図書館の取組にも関連
- 「ユネスコ公共図書館宣言」においても、公共図書館の使命を通じてSDGsと公平で人道的な社会の建設に貢献していくことを宣言 (IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022)


SDGsと図書館の貢献例（抜粋）

持続可能な開発目標	図書館の貢献例(IFLA*)
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>図書館は教育機関で重要な役割を担う。リテラシー教育を支え、学習空間を提供し、調査研究を支える。生涯学習を促進する機能も有す。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>図書館は記録遺産を保護・保存する責務を負う。よりよい地域コミュニティを実現するうえで、文化的な要素は欠かせない。高齢者・移民・難民等にも広く開かれた空間を提供しうる。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>一般市民等の主要な情報入手先として図書館は重要な役割を担う。情報を十分に活用できるように、信頼性の高い情報源を揃え、習熟した職員が支援を行い得る。</p>

<出典>塩崎亮著「国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）と図書館」（『聖学院大学総合研究Newsletter』Vol.28 No.2, 2018年）



International
Federation of
Library
Associations and Institutions



unesco
Information for All
Programme

IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022

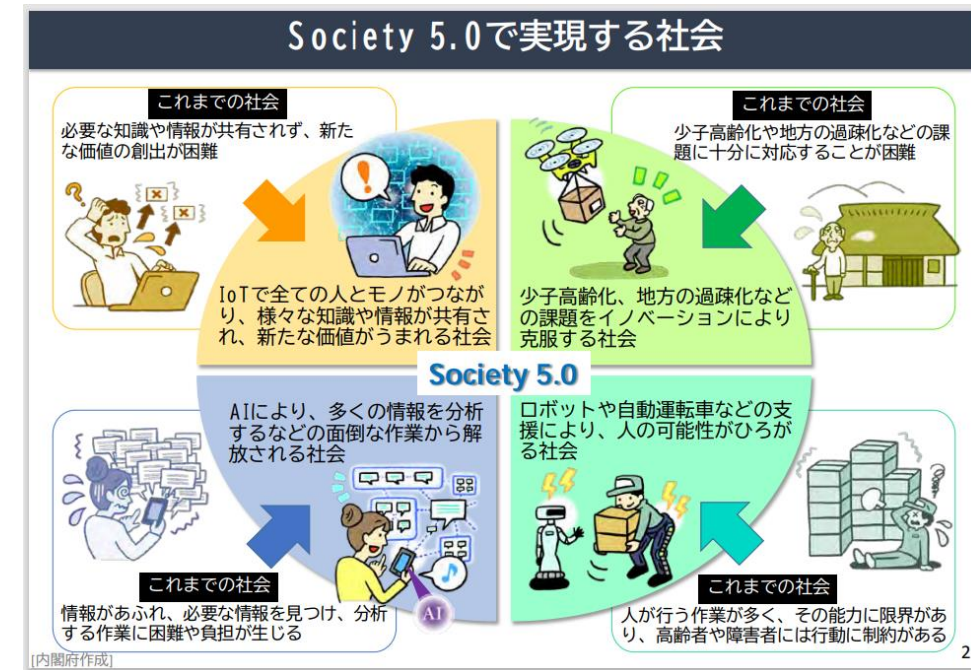
Freedom, prosperity and the development of society and of individuals are fundamental human values. They will only be attained through the ability of well-informed citizens to exercise their democratic rights and to play an active role in society. Constructive participation and the development of democracy depend on satisfactory education as well as on free and unlimited access to knowledge, thought, culture and information.

The public library, the local gateway to knowledge, provides a basic condition for lifelong learning, independent decision-making and cultural development of the individual and social groups. It underpins healthy knowledge

2.4. 価値創造の重要性の高まり

情報社会から超スマート社会*へ

- 平成28(2016)年に閣議決定された国の「第5期科学技術基本計画」において、新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、Society5.0*が提唱される
- 様々な背景を持ち、時に互いに絡み合う課題に対応するため、分野横断的な知識や情報を、デジタル技術を用いてワンストップで取得することや社会全体で共有することへのニーズが増加
- 地域課題の解決や個人の学びの参考になる取組として、学术界やビジネス界は、自分とは異なる意見や考え方に意識的に触れ、異分野からアイデアを得ようとする異分野・異業種交流等を積極的に展開
- 複雑化する社会課題に対し、デジタル技術の更なる活用や他者との協働により新たな価値を創造することで解決を目指すことが、今後ますます重要



- ・我が国が目指すべき未来社会の姿として、Society5.0が提唱された。Society5.0は、デジタル革新と多様な人々の想像力・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会である。
(「Society5.0」(一般社団法人 日本経済団体連合会)より)
- ・予測できない未来に対応するためには、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かと主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。
「2030年の社会と子供たちの未来」(中教審教育課程企画特別部会「論点整理」より)

2.5. 著作権法の動向（1）

近年の法改正

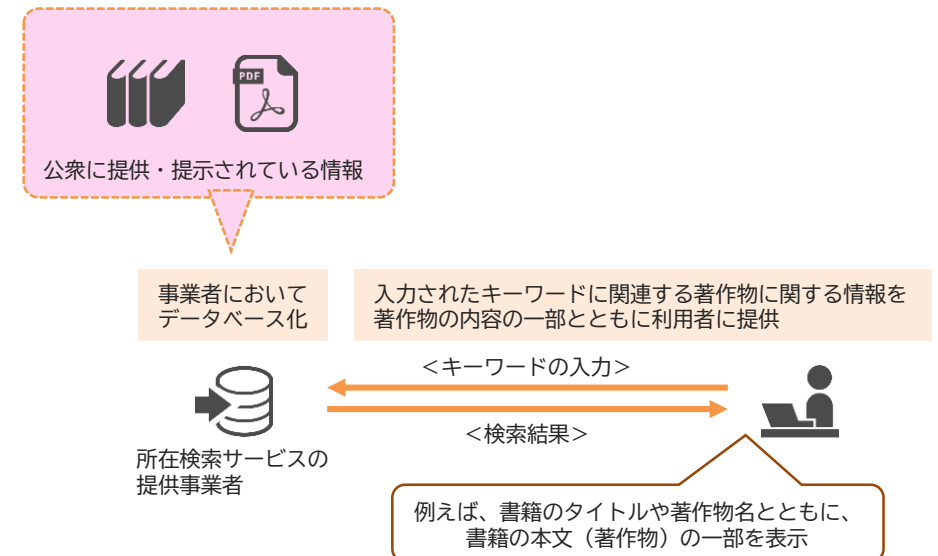
- 平成30(2018)年の著作権保護期間の延長（保護期間50年から70年へ）や、教育の情報化に対応した権利制限規定の整備
- 近年では、新型コロナウイルス感染症のまん延や社会のDXの進展に伴い、デジタルサービスの促進を目的に更なる権利制限規定の整備が進展

所在検索サービス（平成30(2018)年著作権法改正）

- 著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応
- （平成31(2019)年1月1日施行部分）新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作者の許諾を得ずに著作物を軽微な形で利用する規定を整備
- 例として、著作物の所在（書籍に関する各種情報）を検索する「所在検索サービス」において、その結果と共に著作物の一部分を表示^(注)したり、その準備のために著作物を複製等することが可能に

注）一部分を表示：表示できる条件 ①著作物の一部分（付随的に軽微な形）、かつ、②権利者の利益を不当に害しない

所在検索サービス〔広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と合わせて表示するサービス〕



2.5. 著作権法の動向（2）

図書館等公衆送信*（令和3（2021）年著作権法改正）

- 新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、オンライン利用ニーズが顕在化
- （令和5（2023）年6月1日施行部分）調査研究目的のため、図書館資料の一部を公衆送信（FAX、メール、インターネット送信等）することが可能に

【条件】

- ✓ 送信主体・・・「特定図書館等」（責任者の配置、職員への研修などが必要）
- ✓ 送信可能な範囲・・・著作物的一部分（政令で定める場合等は全部）
- ✓ 権利者への補償金を支払うこと
- ✓ データの流出防止措置を講じること
- ✓ 正規の電子出版等の市場を阻害しないこと

<現行：紙での複製・提供のみ可能>



「令和3年通常国会著作権法改正について」（文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/ を加工して作成

2.6. 市町村立図書館の整備の進展

市町村の図書館設置率の上昇

- 県立図書館4館を整備した昭和55(1980)年当時、図書館を設置している県内市町村は5割強
- その後市町村立図書館の整備が大幅に進展し、平成12(2000)年には8割の県内市町村が図書館を設置
- 平成11(1999)年以降のいわゆる「平成の大合併」を経て、現在9割を超える県内市町村が図書館を設置
- 設置館数は、昭和56(1981)年の64館から、令和3(2021)年には178館に増加

市町村立図書館の設置状況

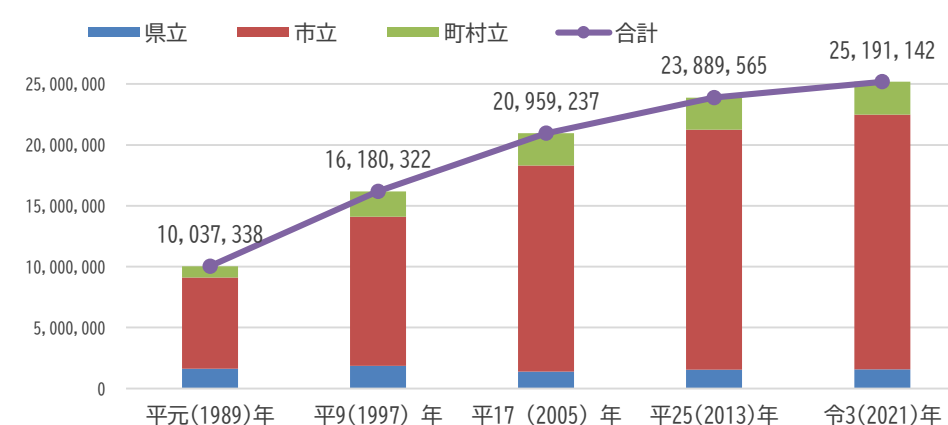
	市町村数 A	図書館が設置 されている 市町村数 B	設置率 B/A
昭和55(1980)年	92	50	54.3%
平成2(1990)年	92	65	70.7%
平成12(2000)年	92	75	81.5%
平成22(2010)年	64	60	93.8%
令和3(2021)年	63	59	93.7%

<出典> 埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

県内公立図書館蔵書冊数の増加

- 市町村立図書館の設置率上昇に合わせ、県立図書館を含む県内公立図書館総蔵書冊数も増加

県内公立図書館蔵書冊数(冊)



<出典> 埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

2.7. 県民ニーズ（1）～県政世論調査～

県政世論調査 概要

趣旨 県民の県政に対する要望、意見及び県民の生活意識などを把握し、県政推進のための資料とする。

調査の設計 調査時期 令和4(2022)年7月8日～7月29日
 調査地域 埼玉県全域
 調査対象 満18歳以上の個人 標本数 5,000
 抽出方法 住民基本台帳による層化二段無作為抽出法
 調査方法 郵送法（郵送配布、郵送回収・インターネット回収併用）

回収結果 有効回収数（率） 2,524（50.5%）

主な意見

利用状況

- これまでに県立図書館（熊谷・久喜・浦和分室）を利用した回答者は11.7%、過去に一度も利用したことがない回答者は86.2%。
- 熊谷図書館所在地の北部地域、久喜図書館所在地の利根地域では利用率が全体と比べ10ポイント以上高い。
- 利用したことがない理由は、「居住地や勤務地から遠い」（59.3%）が最も高く、次いで「県立図書館の存在を知らなかった」（37.0%）が続く。

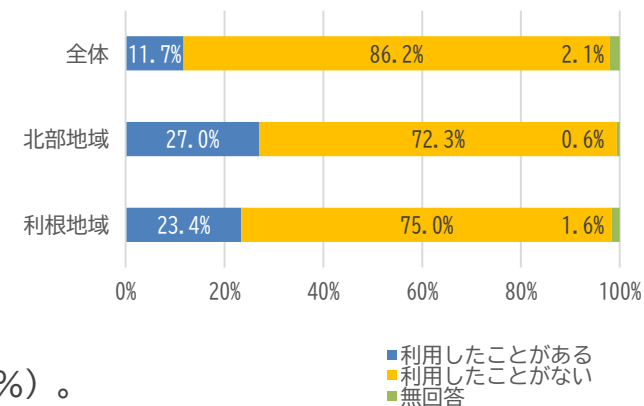
利用目的

- 「本、雑誌、新聞などを館内で読んだ」（47.5%）、「本、雑誌などを借りた」（47.5%）。

利用したいサービス

- 「本、雑誌、CDなどを借りたり、館内で本や雑誌を読んだり、CDを視聴したりする」（33.7%）
- 「専門的な本や雑誌等、市町村立図書館にはない資料を借りたり、館内で読んだりする」（30.0%）
- 「自分のパソコンやスマートフォンからデジタル図書などを観る」（15.8%）
- 「自分のパソコンやスマートフォンから、県内の博物館、美術館、図書館、文書館などが所蔵する文化財、美術作品、古文書等のデジタル資料を観る」（13.0%）

県立図書館の利用経験



2.7. 県民ニーズ（2）～県民とともにつくる新県立図書館ワークショップ～

<p>ワークショップ 概要</p>	<p>趣旨 新しい県立図書館にふさわしい機能・サービスを県民とともに考える</p> <p>開催日 第Ⅰ部 令和4(2022)年8月20日(土) 浦和会場 令和4(2022)年9月10日(土) 熊谷会場 令和4(2022)年9月28日(水) オンライン 第Ⅱ部 令和4(2022)年10月15日(土) 浦和会場&オンライン</p> <p>参加人数 市町村の図書館職員を含む延べ43人</p>
<p>主な意見</p>	<p>資料収集・図書館サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 埼玉県のこと何でも分かる図書館 (地域、歴史、文化、産業等、埼玉の全て/デジタルアーカイブ*の充実) • 誰一人取り残さない図書館 (県民の多様性に配慮した図書等の整備(例:母語で学べる学習用テキストなど)) • VR*図書館等における検索・レファレンスシステム/24時間サービス/来館経験のない県民へのサービス <p>市町村立図書館等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村立図書館と連携した新たな図書館サービスの検討/人事交流/モデル事業の広報 • 外国語資料の活用に向けた大学図書館・市町村立図書館とのネットワーク構築 <p>知の交流・創造</p> <ul style="list-style-type: none"> • 埼玉県のコミュニティーの拠点となる図書館(リアル・デジタル・両方で交流) • 得た情報を他者と交流・議論(アウトプット)することができる図書館 • 県民の成果を図書館が保存・提供 • アクティブラーニング*のための人的ネットワーク構築/企業や団体とのコラボレーション

03. 新たな県立図書館の方向性と目指す図書館像

3.1. 新たな県立図書館の方向性

3.2. 新たな県立図書館が目指す図書館像

3.3. 新たな県立図書館の重点機能

3.4. 新たな県立図書館の主なサービス

3.1. 新たな県立図書館の方向性

急激な社会環境の変化や県民ニーズを踏まえ

- 人口減少時代、人生100年時代を迎える中、誰一人取り残すことなく、県民の学びのニーズに応えるサービス展開が求められる。
- 今後、更に進展が見込まれるDXを踏まえつつ、これまで以上にデジタル技術を活用するとともに、ニーズに応じた媒体で提供可能なサービス展開が求められる。
- 場所的、時間的制約から利用者が限られている従来の県立図書館の来館型サービスの枠を超えたサービス展開が求められる。
- 市町村立図書館にはない図書等へのアクセスや県民の価値創造、知の交流、世代等様々な境界を超えたつながりの機会提供などのサービス展開が求められる。

環境の変化を踏まえて県立図書館に求められる役割

- 埼玉に関する地域資料の収集・保存の重点化、市町村立図書館にはない図書等や図書館以外の機関が有する資料へのアクセスなど、**県立図書館ならではのサービスの提供**
- 子供、高齢者、在留外国人、障害者など**多様性に配慮した、誰一人取り残さない図書館サービスの提供**
- 社会のデジタル化・ネットワーク化や著作権法改正の動向に合わせた**デジタルサービスの提供**
- 著作権法上の制約により**デジタル化が困難な図書等の継続的な提供**
- 課題解決に向け、**他者と協働して新たな価値を創造する取組に対する支援**

今後の方向性

市町村立図書館等との連携により、幅広い図書等へのアクセスを保障する図書館へ

デジタル技術の活用により、非来館型サービスが充実した図書館へ

県民の協働による学び、価値創造の取組を支援する図書館へ

3.2. 新たな県立図書館が目指す図書館像

新たな県立図書館は、

埼玉の多彩な地域や文化に関する資料はもとより、市町村立図書館にはない図書など
 県民の情報への幅広いアクセスを可能とし、新たな時代の学び・交流・創造を育むとともに、
 デジタル技術を最大限に活用して、

時間の制約なく（いつでも）、居場所にかかわらず（どこでも）、多様なニーズに応える（だれでも）、
 県民が新たな価値を創造する埼玉の知の拠点へ



目指す
図書館像
1

埼玉の地域資料の拠点となる図書館

目指す
図書館像
2

来館しなくても県民誰もがサービスを楽しむことができる図書館

目指す
図書館像
3

県内図書館サービス全体の充実に資する図書館

目指す
図書館像
4

県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館

新たな県立図書館
が目指す図書館像

3.3. 新たな県立図書館の重点機能

- 目指す図書館像を実現していくため、新たな県立図書館においては、主に次の機能を重点に置き、現在の法制度やデジタル技術の状況及び今後の動向を的確に踏まえつつ充実・強化していく。

機能① 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能

- ✓ 埼玉ゆかりの地域資料を幅広く収集・提供する機能
- ✓ 埼玉ゆかりの紙資料及びデジタル資料を適切に保存する機能



機能② デジタルライブラリー機能

- ✓ デジタル技術を活用した図書館サービスを提供する機能
- ✓ 国立国会図書館及び県内博物館等の資料など多様な情報へアクセスできる機能



機能③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能

- ✓ 市町村立図書館等にはない専門図書等の収集などの補完機能
- ✓ 相互貸借*や蔵書横断検索などの県内図書館をつなぐ機能
- ✓ 市町村立図書館等職員の人材育成などの支援機能



機能④ 交流・価値創造機能

- ✓ 県民同士のつながりを育み、県民の学びあいを支援する機能
- ✓ 県民の対話等により生み出された新たな価値を保存・提供し、県民の交流を促進する機能



3.4. 新たな県立図書館の主なサービス

重点機能	主なサービス
機能① 埼玉ゆかりの地域資料の 収集・提供・保存機能	埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供(紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供)
	継続的な資料提供サービスのための図書等の閉架書庫での保管・保存
	市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス
	県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス
機能② デジタルライブラリー機能	埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供(紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供)
	電子書籍の導入、デジタル化資料提供サービスの拡大
	充実した書誌情報による蔵書検索、横断検索、及び図書館所蔵資料に限らない検索サービス(ディスカバリーサービス)
	リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービス
	国立国会図書館デジタルコレクション*及び博物館等の外部機関につなぐサービス
機能③ 県内図書館サービスの 補完・つなぎ・支援機能	埼玉ゆかりの地域資料の収集と提供(紙資料及びデジタルアーカイブ化による提供)
	専門図書や多様性に配慮した図書等の収集とデジタルアーカイブ化による提供サービス
	リアルとデジタルの多様なコミュニケーション手段によるレファレンスサービス
	市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス
	県内図書館間の資料の搬送支援
	図書館職員等の資質・能力向上支援、市町村立図書館への先進事例提供等の運営支援
	国立国会図書館デジタルコレクション及び博物館等の外部機関につなぐサービス
機能④ 交流・価値創造機能	県民の学び合いを支援するリアルとデジタルでの交流機会の提供サービス
	県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス

※主なサービスのうち、複数の重点機能につながるサービスは一部重複して記載しています。

用語解説

用語解説 ア～コ

ア

用語等	説明	掲載ページ
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。	2
アクティブラーニング	教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等が含まれる。	22
IFLA	国際図書館連盟。昭和2(1927)年に設立された、図書館活動の全分野にわたって国際的な規模での相互理解・協力、討議、研究・開発を推進することを目的とした組織。英語名は、International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA)。	16
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	16
横断検索システム	複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。埼玉県内図書館横断検索では、令和5(2023)年4月現在、県内公立図書館(室)60・大学2・その他機関7の蔵書を同時に検索することができる。	8
価値創造型図書館	令和2(2020)年度に埼玉県教育局内でまとめた「新県立図書館在り方検討委員会報告」での造語。「情報」と「人」が交流し、価値を創造する図書館。	5
国立国会図書館デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービス。明治期以降、昭和43(1968)年までに受け入れた図書約128万点のほか、雑誌や古典籍など、令和5(2023)年3月時点、合計343万点が提供されている。国立国会図書館内で閲覧できるが、うち絶版等により入手が困難な資料等184万点については、申請・承認を受けて参加する公共図書館や大学図書館等の館内で閲覧できるサービス「図書館向けデジタル化資料送信サービス」や「個人向けデジタル化資料送信サービス」がある。	27

カ

用語解説 サ～ハ

用語等	説明	掲載ページ
サ 障害者サービス用資料	障害者等が利用できるように原本を変換（複製）して製作した資料。著作権法第37条第3項により製作した資料は、「視覚障害者等」しか利用することができない。適切な著作権処理により、誰もが使えるようにしているものもある。	6
相互貸借	図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて図書館間で資料の貸借をすること。埼玉県では、県立図書館が資料搬送車を運行し、各市町村立図書館（中央館）を週1回の頻度で巡回して資料を搬送している。	26
Society5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心社会。	17
タ 超スマート社会	誰もが様々な制約から解放され、いつでもどこでも、安心して自然と共生しながら価値を創出する社会。	17
デジタルアーカイブ	様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。	22
デジタルライブラリー	電子化された情報を対象とし、これまでの図書館機能に加えて、ネットワーク社会に対応した機能をコンピュータやネットワーク上で一層発展させたシステム。デジタル図書館。電子図書館ともいう。	8
電子書籍	ページをめくるなどの本を読むような感覚を残しながら、パソコン、スマートフォン、タブレット型パソコン、携帯電話などのICT機器で読めるようにしたデジタルコンテンツ。紙媒体の書籍と異なり、音声や動画を掲載するなど、電子書籍特有の表現を行うことが可能。スマートフォンやタブレット型パソコンの普及により、市場規模が拡大している。	13
図書館等公衆送信	公衆送信とは、放送、有線放送、インターネット送信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること）、その他の方法により不特定多数の者に送信することをいう。図書館等公衆送信とは、著作権法の一部を改正する法律（令和3（2021）年法律第52号）により可能となった、各図書館等による図書館資料の公衆送信行為又はそのサービス。令和5（2023）年6月1日施行。	19
ハ ハイブリッド化	異種のものものの合成や複合化。図書館においては、これまでの紙媒体中心の情報提供から、紙媒体と電子媒体を効果的に組み合わせて提供することを指すことが多い。	5

用語解説 ヒ～ワ

用語等	説明	掲載ページ
ビジネス支援（サービス）	個人や中小企業等を対象に、起業・創業、経営、地域のビジネス資源及び地域の経済・市場情勢、就職・転職等に関する情報を提供する図書館サービス。	5
VR	Virtual Reality（バーチャルリアリティ）の略。コンピュータを使って工学的に作り出された仮想的な空間、若しくはその技術をいう。仮想現実、人工現実感ともいう。	22
マ マイクロフィルム	文書又は図面をマイクロ像として、極微粒子かつ高解像力のロール状フィルム又はシート状フィルムに記録したもの。	6
モバイルブロードバンド	携帯用情報端末を利用し、外出先で高速にデータをやりとりできる無線通信のこと。狭い意味では、次世代携帯電話を利用したインターネット接続を指すこともある。	12
ラ ライフチャンスライブラリー	平成21(2009)年2月に県立図書館ライフチャンスライブラリー化基本計画策定委員会が提言した、「ライフチャンス」（社会生活上のチャンス）を拡大する支援を行う図書館。	5
レファレンス・サービス	利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行う。調査・相談サービス。	4
レファレンス協同データベース	国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。公共図書館、大学図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例等を蓄積し、インターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする事業。	8
ワ ワンストップ化	一度の申請で、一連の手続を一括対応すること。一つの窓口で全ての情報を入手できるようにすること。	5